

# 働き方改革の 対策は**福建労**へ



登録受付中

ICカードで  
現場入場へ。  
今後、登録が  
必須になります。  
詳しくは支部まで。

## 組合員向けセミナーを開催します

- ① 10月22日(木) 14:00～
  - ② 10月23日(金) 19:00～
- 福建労会館(組合事務所)

**参加無料**

組合員以外の参加もOK!

2019年4月1日から全業種に時間外労働の罰則付き上限規制が導入され、今まで対象外だった建設業も規制対象になりました。ただし、建設業については5年間の猶予期間が設けられていました。しかし既に1年が経過し、残りの猶予はあと4年となっています。

社会保険未加入問題を皮切りに、**週40時間労働**、**労働時間管理**、**残業代の支払い**、**有給休暇の5日以上取得義務**など、建設産業自体も大きく変化してきています。「働き方改革」の猶予を、「まだ4年」と考えるのか「あと4年」と考えるかで会社としての準備も変わってきます。

「実際どう変わるの?」「何を準備したら良いの?」など様々な疑問にお答えする学習会を上記の日程で開催しますので、ぜひご参加ください。

- 労働契約書、雇入通知書を作成していない
- 始業と終業の時刻を毎日チェックしていない
- 36協定届を提出していない
- 有給休暇がない
- 1日8時間を超える時間を労働者が働いた場合に、残業代を払っていない

↑これらに1つでもチェックがついた場合、労働基準法に違反している可能性があります。

**左のチェック表で確認!!**

あてはまる項目があれば、**必ず、学習会にご参加ください。**



▼ 参加申し込み (電話又はFAXで支部まで申し込みください)

分会名：	氏名：	(参加希望日時)
------	-----	----------

福岡県建設労働組合  
福岡東支部

福岡市南区清水1-22-9-2F  
TEL: 092-541-1076 FAX: 092-541-1098